

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	日本電気株式会社 首都圏支社 東京都港区芝五丁目7番1号 NECキャピタルソリューション株式会社 千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 (第三者賃貸方式 三者間契約)
工事等の名称	松戸市統合ネットワーク更新及び仮庁舎ネットワーク機器賃貸借（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
契約金額	
工事等の概要	統合ネットワーク機器賃貸借契約
随意契約の理由	松戸市統合ネットワーク更新及び仮庁舎ネットワーク機器賃貸借は、松戸市統合ネットワーク機器のリプレイスを実施するとともに、仮庁舎への移転に伴うネットワーク機器の整備を行うものである。また、仮庁舎移転時における配線作業の負担軽減及び移転後の業務効率化を図るため、現在有線で利用している基幹系端末について、セキュリティ対策を行った上で、無線利用が可能となるようにネットワーク環境を整備するものである。 本ネットワークは、住民記録、税務、国民健康保険、福祉、選挙等の住民サービスの提供及び住民情報を管理する各種システム並びに統合内部事務システムや、グループウェアシステムなど職員間で使用するシステムで活用されており、ネットワークの停止や障害は、即座に業務の停止に繋がるものである。また、ネットワーク環境の整備には、現行ネットワークの構成、設定情報、配線経路、接続状況及び運用状況を十分に

把握した上で、既存環境との整合性を確保しながら、セキュリティを担保し安全かつ確実に作業を行う必要がある。

一方、日本電気株式会社首都圏支社は本事業に係る知識、経験を以下のように有する。

- ・ 現行の松戸市統合ネットワークの構築事業者であり、本市のネットワーク構成や設定情報を熟知している。そのため既存の仮想環境を活用した設計・構築・移転対応・基幹系ネットワークの無線化を効率的に実施することができ、作業期間の短縮及び費用の縮減を図ることが可能となる。
- ・ 統合ネットワーク機器を同一事業者に集約することにより、障害発生時における原因の切り分けから復旧までを一元的に対応でき、障害が発生した際も迅速な対応が可能となる。また、本ネットワークにおける障害対応の実績を有しており、障害発生時には迅速な対応が期待できる。
- ・ 統合ネットワーク機器のリプレイスと仮庁舎移転対応を一体的に実施することで、設計・設定変更・現地作業等を効率的に実施でき、経費を圧縮することが可能となる。
- ・ 限られた庁舎移転期間において、現行環境を熟知した事業者が一体的に実施することで、安全かつ確実な移行を実現できる。

以上のことを踏まえ、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、現行の契約締結業者である日本電気株式会社を相手方として随意契約することが適法かつ妥当であると思料する。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者のみから見積書を徴するものとする。